

# 使用料一覧

※記載している価格は、消費税込みです。

## 1 使用料

- (1) 基本使用料は、「基本使用料及び冷暖房料一覧表」のとおりです。
- (2) 営利を目的とする場合の使用料は、基本使用料に基本使用料と同額を加算します。  
(加算後合計額 基本使用料の2倍)
- (3) 入場料を徴収する場合は下記2項、物品の販売を行う場合は下記3項の料金を基本使用料に加算します。
- (4) ホールを利用する場合で入場料を徴収し、かつ、物品の販売を行う場合は、2項及び3項の料金を加算使用料として基本料金に加算します。
- (5) ホール以外を利用する場合で入場料を徴収し、かつ、物品の販売を行う場合は、3項の料金を加算使用料として基本料金に適用します。
- (6) 営利団体が使用する場合は、上記(2)又は(5)の料金のうち高い方の加算使用料を適用します。

## 2 入場料を徴収する場合に、基本使用料に加算する額

- (1) スプリングホール、サンホール、ギャラリーの加算使用料

入場料（額に段階がある場合は最高の額）	加算使用料
1,000円以上3,000円未満	基本使用料と同額 (加算後合計額 基本使用料の2倍)
3,000円以上5,000円未満	基本使用料の1.2倍 (加算後合計額 基本使用料の2.2倍)
5,000円以上	基本使用料の1.5倍 (加算後合計額 基本使用料の2.5倍)

## 3 物品販売を行う場合に、基本使用料に加算する額

区 分	加算使用料	備 考
ホワイエ（スプリングホール入口）	5,500円（1区分）	1 ホール入口での物品販売は、ホール使用者に限ります。 2 使用料は、ホール使用料に加算されます。
ロビー（サンホール入口）	2,750円（1区分）	
ギャラリーを含むその他の施設	基本使用料の2倍	ギャラリー以外の施設は扉を閉めてご利用ください。

- (1) 物品を販売する場合は、事前に別紙「誓約書」の提出が必要です。

## 4 冷暖房料

- ・冷暖房料は、「基本使用料及び冷暖房料一覧表」の冷暖房料のとおりです。

## 5 附属設備使用料

附属設備使用料は、「附属設備使用料一覧表」のとおりです。

## 6 超過時間使用料

- (1) 午前と午後又は午後と夜間の区分間を使用（最大45分間）する場合の超過時間使用料は、直前の区分の基本使用料の30%（附属設備使用料は25%）です。

〈例〉正 午 から午後12時45分の間：「午前」区分の基本使用料の30%

午後5時から午後 5時45分の間：「午後」区分の基本使用料の30%

- (2) 午前と午後又は午後と夜間の区分を継続して使用する場合は、区分間の使用料は無料です。

## 7 別途料金等（ホール利用）

- ・ホール打ち合わせ時に料金について確認します。（舞台技術者人件費、ピアノ調律料、特殊設備機材等）

